令和８年（フ）第４４６４号
大阪市天王寺区悲田院町４番39―205号
債務者　高原　　暁
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６８号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目５番７―106号
債務者　佐竹さゆり
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７５号
大阪市浪速区大国１丁目６―13―801、住民票上の住所大阪府豊中市城山町１丁目５番10―406号
債務者　平岡　梨玖（旧姓乾）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８４号
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番３号
債務者　前田　將治
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６４号
大阪府吹田市高野台１丁目１番101―210号
債務者　山口　静子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１６号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―1009号、前住所大阪市浪速区恵美須西１丁目７番10―904号
債務者　竹内　厚彦
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２０号
大阪府枚方市交北３丁目１番４―107号
債務者　太田より子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２６号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号
債務者　久田　謙二
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１１号
大阪市西成区千本南２丁目14番29号　ラフォーレ千本南　２Ｄ
債務者　川村　　惠
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４６号
長崎県佐世保市早苗町583番地３
債務者　中尾　早苗
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６０号
北海道小樽市松ケ枝１丁目33番２号　遠藤１棟２Ｆ
債務者　後藤　久美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第８７６号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目７番５号　シティ旭ケ丘201、従前の住所福島県会津若松市本町７番40号　本町あいレジデンス302
債務者　有田　新二
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９０５号
仙台市泉区南光台１丁目13番８号　フレグランスＳ・Ｓ202
債務者　早坂沙都美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９１４号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目28番16号　グレイスフル貝ケ森202、従前の住所仙台市宮城野区岩切字余目11番地の10　サバトエクレールⅡ―107
債務者　村上　洋美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３２号
宮城県宮城郡利府町菅谷台２丁目13番地７、従前の住所宮城県宮城郡利府町加瀬字新南浦１番地１　セービングＩＴＯ201
債務者　車塚　真那
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８７号
仙台市青葉区荒巻神明町25番30―405号、従前の住所仙台市青葉区中山１丁目23番36号　アメニティ中山201
債務者　渡邊　麻希
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７２号
宮城県伊具郡丸森町字大舘三丁目33番地
債務者　鈴木裕太郎
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部